

当組合の被扶養者調査の内容は次のとおりです。

1. 実施について

① 調査概要

被扶養者が健康保険の扶養条件を満たしているか、提出いただく確認書類により当組合で審査を行います。

調査対象者のいる被保険者へ、事業所を通じて配布（任意継続被保険者の方はご自宅へ郵送）する「健康保険被扶養者調査について」の内容もご確認ください、期限までに確認書類を必ず提出してください。

② 提出いただく確認書類

- ・健康保険被扶養者調査票
- ・住民票や所得証明書等の確証書類

※ 確証書類の詳細については、調査対象者にお配り（送付）する「健康保険被扶養者調査について」、「健康保険被扶養者調査票 添付確証」及び次のリンク先「添付書類一覧表」を確認願います。

⇒ [添付書類一覧表](#)

2. 審査の結果

① 引き続き認定の場合

当組合からの通知はありません。

② 健康保険の扶養条件から外れた場合

被保険者宛に、「健康保険被扶養者調査結果による被扶養者削除のご通知」を送付いたしますので、記載されている提出期限内に、「被扶養者届（減少用）」を必ずご提出ください。

なお、期限内に「被扶養者届（減少用）」をご提出いただけない場合、令和7年12月1日付で扶養から削除いたします。

また、削除日以降に当組合の健康保険を使用された場合は、返還請求書を送付しますので、納付期限までにお振込みいただきますようお願いいたします。

3. 注意事項

- ・「健康保険被扶養者調査票」の記載内容と「確証書類」を用いて扶養実態を判断するため、ご提出いただく書類に整合性があるか、十分確認してください。
- ・被扶養者が健康保険の扶養条件を満たしていないことが明らかな場合は、上記によらず、直ちに「被扶養者届（減少用）」をご提出ください。